

本紀一部には諱を避る制なく、却て御名を以、國郡の名、官職の名、姓氏の名とせられしあり、是を御名代ミナナゴと云、續日本紀より避諱の制ありて、今日に至る、但し江家次第に六典を引きて、闕畫の沙汰ありしかども、行はれしにはあらず、然るに近世朝廷に闕畫の事行る、故實にはあざざるなり、此事何の年よりと云事をえらす、おもふに陽明家○近衛家に六典を上木せられて、普く翫ばれしより、始りけるにや、往昔六典をえらざるにはあらず、和漢制度差別ある事、仰ても猶餘ある事也、一度闕畫行れてより、避諱の事、兩途に分る、又をのづから偏諱せるに至る、歎ても猶歎べき事也、東都○江戸には幸に未だ此制あらず、中古以來、公武制を殊にす、京都に拘らずして、後來此制なからん事を希のみ、

〔文用例證〕諱ノ字ヲ缺畫シテ書スル例ハ、容齋隨筆ニ、蜀本石經、皆孟昶時所刻、其書淵世民三字皆缺畫、蓋爲唐高祖太宗諱也、マタ知不足齋叢書十三集ノ相臺書塾刊正九經三傳沿革例ニ、石經考異ヲ引テ曰、唐太宗諱世民、若單言民則闕斜鈎而作巨、若從偏傍則闕上畫而作氏、如庚盤之不昏作勞、呂刑之氾氾勞勞、マタ清朝ニ至テ、天子之諱ヲ書スルニ皆缺畫ス、譬バ康熙帝ノ諱ヲ玄暉ト云、暉ノ字ヲ缺畫シテ曄ト書ス、又清人著述ノ書、ミナ夫子ノ諱ヲ缺畫ス、

〔金石萃編 四十二〕等慈寺塔記銘

附攷碑文避諱字

古者臨文不諱、漢法邦字曰國、盈字曰滿、恒字曰常、啓字曰開、徹字曰通、弗字曰不、詢字曰謀、奭字曰盛、鷺字曰俊、欣字曰喜、衍字曰樂、秀字曰茂、莊字曰嚴、焄字曰著、肇字曰始、隆字曰盛、佑字曰福、保字曰守、炳字曰明、纘字曰繼、志字曰意、宏字曰大、協字曰合、皆臣下所避、以相代也、但用改字、未嘗缺畫、至本書見經傳者、未嘗改易、其見于書冊者、如說文遇諱字直書上諱、而本字不書、今漢碑中有開母廟石闕銘、因避景帝諱、改啓爲開、漢諱之見於碑文者、祇此漢書武帝紀、元封元年春正月、行幸緱氏、詔曰、朕用事華山、至于中獄、見夏后啓母